

令和3年2月19日付け監査委員告示第1号公表分

(1) 政策財務部

収税課

監査の結果	<p>収納金管理の徹底について</p> <p>市税の賦課・徴収事務は、行政運営の根幹を支えており、特に収税課では、徴収事務において最も重要な役割を担っている。ところが、昨年8月には、市税納付金13万4,260円の紛失、10月には職員による収納金40万2,960円の着服が起きている。これらは事務処理誤りでは済まされない事故、事件と言える。10月に引き起こされた事件は、8月の紛失事故の後、事務処理方法を見直した直後に生起しており、その管理方法の見直しが機能しなかったと言わざるを得ない。</p> <p>リスク管理においては、市税の収納金を管理しているため、事故、事件を生じさせない、より厳格な処理、管理が求められることは当然である。</p> <p>このように、現金を直接又は間接に扱う所属については、特に管理職員の管理監督責任も厳しく問われるところとなる。</p> <p>収税課においては、業務リスクの徹底的な洗い出しにより、不正不当な処理の根絶を図る仕組みの構築と組織の規律の保持、維持に努めるとともに、常時の改善を徹底されたい。</p>
措置の内容	<p>令和2年10月に発生した着服事件は、同年8月の収納金紛失事案を受けて見直した現金取扱業務の流れの中で発生したものであるが、現金取扱業務を見直す中では、職員による着服は想定しておらず、着服を未然に防ぐことができなかった。そのため、現金取扱業務を見直した。</p> <p>具体的には、収税課内に設置している小型金庫内に保管している収納金を集計し取りまとめた受領担当職</p>

	<p>員は、金融機関に入金する入金担当職員に当該収納金を手渡す前に、管理職による確認を受けることとし、更に入金担当職員においても現金等に不足がないかなどを確認の上、これを金融機関に入金し、入金後は、管理職員が改めて集計金額と金融機関への入金額に誤りがないかなどを確認するよう改めた。</p> <p>今後も、組織の規律の保持と定期的な改善に取り組む。</p>
--	--

(2) 市民部

ア 地域連携課

(7) 町自治会交付金における加入世帯数の確認について

<p>監査の結果</p>	<p>町自治会交付金については、各自治会の加入世帯数に230円を乗じて得た額に、定額の1万5,000円を加算して交付金の額を決定しており、加入世帯数は、各自治会から提出される交付申請書に記載された申告件数としている。</p> <p>住民基本台帳における町名と自治会名が一致している自治会について世帯数を確認してみると、大多数の自治会の加入世帯数は台帳上の世帯数と近似値となっている一方で、台帳上の世帯数を大きく上回る自治会も複数見受けられた。</p> <p>住民基本台帳上の世帯数を大きく超過する理由が見当たらない場合は、自治会員名簿の提示を求めるなど、より適正な加入世帯数の確認に努められたい。</p>
<p>措置の内容</p>	<p>町自治会交付金における加入世帯数と住民基本台帳上の世帯数は、必ずしも一致するものではないものの、住民基本台帳上の世帯数を大きく超過する自治会については、自治会長からの聞き取りや、自治会員の加入数が確認できる資料の提示を求めるなど、加入世帯数の確認作業を行うこととした。</p> <p>また、令和3年度各自治会に配布した町自治会交付金交付申請書に添付した記入要領において、前年度の</p>

	加入世帯数や自治会名簿等を確認して正確な加入世帯数の記載を求めるとともに、関係書類その他の物件を調査することがある旨周知した。
--	---

(イ) 集会所建築等補助金の過大支出について

監査の結果	<p>集会所建築等補助金の交付金額については、津市集会所建築等補助金交付要綱取扱基準において、補助対象額から10万円を控除し、2分の1を乗じて得た額（千円未満は切捨て）とされている。</p> <p>しかしながら、令和元年度において、千円未満を切り捨てないまま交付確定され、補助金を過大に支出しているものが1件あったことから、所要の措置を講じられたい。</p>
措置の内容	<p>該当自治会に補助対象額から10万円を控除し、2分の1を乗じて得た金額から千円未満を切捨てた金額が補助金額となるところ、千円未満を切捨てずに交付決定し、過大支出していることを説明し、令和3年3月3日に過年度返還金として返還を受けた。</p> <p>今後は、複数の職員によるチェックを徹底して、再発防止に取り組む。</p>

イ 地域調整室

監査の結果	<p>津市共同浴場運營業務委託の在り方の見直しについて</p> <p>津市共同浴場（さくらゆ）については、平成26年度より、さくら湯運営委員会に運営を委託し、使用料の徴収業務についても、地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、私人である同委員会に委託している。同条第3項において、歳入の徴収の委託を受けた者は、会計管理者又は指定金融機関等に必要書類を添えて払い込まなければならないと規定されているが、実際には、地域調整室及び中央市民館の職員が交代で浴場へ現金回収に赴き、払い込みを行っていた。</p> <p>また、仕様書に規定のある設備器具等の維持管理業</p>
-------	---

	<p>務の範囲が不明確であり、浴槽ろ過設備清掃、消毒薬補充、試運転等については、市の業務となっていた。</p> <p>加えて、契約額と同額となっている委託料の予算積算は従事員6名の人件費のみとなっているが、実際の労働実態の確認、契約額の妥当性について検証が行われていなかった。</p> <p>地域住民が利用する施設ではあるが、公金取扱いの責任が不明確であること、労働実態及び契約額の妥当性を検証していないことは、施設管理者として適切な対応とは言い切れないことから、直接雇用による直営方式を含めて、業務委託の在り方を見直しされたい。</p>
措置の内容	<p>令和2年度定期監査・行政監査後、施設管理者側が行うべきこと、受託者側が行うべきことの線引きの整理を行った。</p> <p>また、業務日報を作成することを受託者に指示し、労働実態を確認した。</p> <p>令和3年度の業務委託については、公金取扱いの責任を仕様書で明確化した。さらに、受託者から令和3年3月に提出された業務日報の業務内容及び業務時間数を検証した結果、労働実態及び契約額の妥当性が確認できたため、さくら湯運営委員会を受託者とした。</p> <p>今後は、直接雇用による直営方式も含め、運営方法について検討していく。</p>

(3) 健康福祉部

福祉政策課

監査の結果	<p>補助金交付事務における適用法令の明確化について</p> <p>社会福祉法人津市社会福祉協議会に対する補助金について、社会福祉法第58条第1項の規定に基づく補助金を交付すべきところ、適用法令が不明確な補助金交付事務が行われてきていた。今後は、津市社会福祉法人の助成に関する条例及び同条例施行規則を適用していることを明確にした上で、より適正な補助金交付</p>
-------	---

	事務を行われたい。
措置の内容	令和2年度の補助金等交付決定通知書に、「津市社会福祉法人の助成に関する条例（条例施行規則）に基づく」旨を記載し、根拠法令を明確に示した。

(4) 商工観光部

観光振興課

監査の結果	<p>補助事業の適正な実績確認及び補助金充当経費の見直しについて</p> <p>観光誘客活動支援事業補助金について、雲出川漁業協同組合の稚アユ・アマゴ放流事業を補助対象経費として補助金を交付しているが、令和元年度の実績報告書にはポスター、広告、案内状等で雲出川観光のPRをしたとの記述はあるものの、放流実施時の写真と、釣り人の写真が添付されているだけで、ポスターの作成枚数、掲示場所等について確認されていなかった。</p> <p>当該補助金は、観光客誘客宣伝活動団体の観光客誘致を支援することが目的であるから、宣伝に係る経費も補助対象経費とすることを検討し、ポスター、広告等の観光客誘致活動の実績を書面として確認されたい。</p>
措置の内容	雲出川漁業協同組合への観光誘客活動支援事業補助金については、広域からの遊漁者を誘致する活動として稚あゆ等の購入経費を対象としており、当該領収書、写真等の補助目的に沿った書類で実績確認を行った。

(5) 都市計画部

ア 都市政策課

(ア) 補助金交付決定額の配分方法の再検討について

監査の結果	津市まちなみ修景整備事業補助金における令和2年度の補助金交付決定について、4月1日付けで事前協議申出書を提出した3者は、交付申請額に対し、満額の交付決定を受けていたが、4月10日付けで事前協議申出書を提出した1者は、予算残額の関係から交付申請額119万円に対し、53万5,000円の交付
-------	---

	<p>であった。</p> <p>4者はいずれも5月22日付けで正式な交付申請書を提出しており、補助金予算執行の公平性・透明性を確保する観点を考慮し、交付決定額の配分方法について再検討されたい。</p>
措置の内容	<p>令和3年5月に策定した「津市まちなみ修景整備事業補助金交付要領」に、複数の事前協議申出書が提出され、交付希望額の合計が予算の定める範囲を超える場合における、仮配分額の決定方法について規定した。</p> <p>今後は、要領の規定に基づき適正な補助金交付事務を行う。</p>

(イ) 補助金に係る消費税仕入控除への対応について

監査の結果	<p>津市まちなみ修景整備事業補助金について、個人、事業主、宗教法人まで、要件を満たす全ての者が補助事業者となるが、補助対象経費に工事費の消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）を含んで補助金を交付しており、課税事業者が消費税を含んだ補助金を受給し、消費税仕入控除を行った場合、消費税分について補助金の過払いが生じる可能性があることから、補助金の過払いが生じないよう交付要綱等の内容を見直されたい。</p>
措置の内容	<p>令和3年5月に策定した「津市まちなみ修景整備事業補助金交付要領」に、申請者が課税事業者として確定申告の際に仕入控除を行う場合は、補助対象経費に消費税及び地方消費税を含めないことを規定した。</p> <p>今後は、要領の規定に基づき適正な補助金交付事務を行う。</p>

(6) ボートレース事業部

ア 経営管理課及び事業推進課

(ア) 地方公営企業法等の関係法令に基づく適正な会計処理について

監査の結果	<p>令和元年度末から令和2年度にかけて、競艇場内の旧発走信号用大時計をスタンド棟玄関前に移設・設置</p>
-------	--

	<p>するためのモニュメント架台新設を修繕として発注し、営業費用の修繕費として会計処理していた。</p> <p>工作物等の新築に係る工事執行については、固定資産に計上するものであることから、発注内容と勘定科目の整合性を十分に確認し、地方公営企業法等の関係法令に基づく適正な会計処理に努められたい。</p>
措置の内容	<p>地方公営企業法等の関係法令に基づき、資産計上の必要な部分は修正して固定資産計上した。</p> <p>今後は、適正な会計処理を行う。</p>

(イ) 適正な償却資産の会計処理について

監査の結果	<p>津市モーターボート競走場場内水路際駐車場修繕（実際には車止めの破損修繕ではなく新設）について、危険回避のための車止めの新設は償却資産の取得（固定資産の計上）に該当するものであるが、営業費用の修繕費として会計処理していた。</p> <p>今後は、対象工事等の新設、修繕の区別を適正に処理されたい。</p>
措置の内容	<p>地方公営企業法等の関係法令に基づき、車止めの新設部分については修正して固定資産計上した。</p>

(7) 久居総合支所

地域振興課

監査の結果	<p>適正な農林事業分担金の徴収について</p> <p>農地一般事務事業における使用料及び賃借料（機械借上料）については、平成5年の災害による長野川災害関連工事に変更となった可動堰に堆積する土砂撤去のための費用として計上されてきたが、現在においては農道路盤整正、農道舗装等にも支出されていた。</p> <p>これらの事業の内容を鑑みると、本来市単土地改良事業で実施するべきものであり、津市農林事業分担金等徴収条例に基づく分担金の徴収が必要なものもあるが、受益者による労務提供をこれに代わるものとして整理し、同条例に基づく分担金を徴収しないこととし</p>
-------	---

	<p>ていた。以上のことから、各事業の内容等を確認し、分担金の徴収の整理を行った上、所要の措置を講じられたい。</p>
措置の内容	<p>長野川及び榊原川の取水施設の堆積土砂撤去については、使用料及び賃借料（機械借上料）から委託料（建設事業者への業務委託）に、農道整備に係る路盤整正等については、市単土地改良事業により受益者負担を求める事業とすることとした。</p>

(8) 上下水道管理局
営業課

監査の結果	<p>水道料金の返還について</p> <p>共同住宅等の水道料金について、津市水道事業給水条例第24条では、水道使用者等から申請があった場合、管理者が定める基準に適合していると認めるときは、メーターは13ミリメートルの口径がそれぞれ設置されているものとみなして計算した額の合計額を料金とすることができる」とされている。</p> <p>令和2年6月、集合住宅の所有者から、特に案内がなく特例措置の制度を知ることができなかつたため建設当時に遡り適用してほしい旨の申し出があり、給水申請当時に担当者からの説明不足による給水契約の内容に錯誤があったとして不当利得と整理し、入居開始の平成29年5月分から令和2年5月分までの水道料金93万6,852円及び遅延利息6万9,335円を返還した。</p> <p>しかしながら、特例措置については申請主義であることから、市が行った収納処理に誤りがなく、市が返還する必要はなかつたと考えられる。今後は、毅然とした対応による徴収業務に努められたい。</p>
措置の内容	<p>平成29年当時は集合住宅の特例措置が該当する全ての方に確実に行き渡る周知方法ではなく、給水契約時における説明不足であったことから、令和2年7月</p>

	から制度の内容を十分周知できるよう窓口での説明及びパンフレットの配付の更なる徹底を行うとともに、同年9月にはホームページにも掲載し、周知を図っている。
--	---

(9) 三重短期大学事務局

大学総務課

監査の結果	<p>津市公印規則の遵守について</p> <p>津市事務専決規程における決裁区分が局長及び局次長の委託契約書に使用する公印は、総務課が取り扱う市長印を使用すべきところ、課長専決事項の専用公印を使用していた。</p> <p>今後はこのようなことがないように、津市公印規則第3条に規定される公印使用の範囲を遵守されたい。</p>
措置の内容	<p>令和2年度定期監査・行政監査以降は、津市公印規則に規定される公印使用の範囲を遵守するよう徹底している。</p>

(10) 教育委員会事務局

久居教育事務所

監査の結果	<p>緊急随契の濫用について</p> <p>プールサイドシートの貼替修繕について、令和元年5月13日に立成小学校、同月14日に成美小学校、同月15日に桃園小学校、同月16日に栗葉小学校と4日連続で、同一の業者選定及び緊急随契理由により同一業者へ発注していた。プールサイドシートの貼替が必要になったのは経年劣化によるものであり、児童が怪我をする恐れがあるという主たる理由は、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に規定される緊急随意契約（以下「5号随契」という。）を適用するには、あまりに安易である。</p> <p>また、各小学校プールでの修繕実績があり現場に精通しているという同一業者の選定理由についても、プールサイドシート貼替の難易度、現場近接状況等を考</p>
-------	--

	<p>慮すると、契約事務に求められる公正性、透明性を確保するには不十分である。</p> <p>その他の学校施設修繕においても、その多くが適用の認め難い5号随契となっていることから、緊急随契を濫用していると言っても過言ではない。</p> <p>さらに、久居地域以外の業者を前例踏襲で選定している場合が多く見られる。今後、経年劣化、老朽化による修繕については、各学校と十分に協議を行い、指名競争入札又は見積合わせにより、公正性、透明性及び競争性を確保した上で執行されたい。</p>
措置の内容	<p>学校施設に係る修繕については、契約事務の手引きに沿って適正に執行するよう所属内職員に十分周知した。</p> <p>令和2年度定期監査・行政監査以降の修繕の実施にあたっては、経年劣化による修繕等、予め計画性を持って対処できるものについては計画的な修繕を執行しており、契約事務に求められる公正性、透明性及び競争性を確保した事務の執行を徹底している。</p>